

## 平成 23 年度指定介護予防支援事業所指導の実施結果について

## 1 指導概要

指導方法:介護保険法第 23 条<sup>\*</sup>に基づき、全 44 事業所に指導を実施

・面接指導:16 事業所

・実地指導:28 事業所

期 間:平成 23 年 10 月 3 日～平成 23 年 11 月 18 日(うち 29 日間)

## 2 指導項目

- ・面接指導においては、ケアマネジメントに係る自己評価表や介護予防サービス計画等を事前提出してもらい、それをもとに介護予防ケアマネジメントの実施状況についてヒアリングを行った。
- ・実地指導においては、上記に加え、運営規程や掲示物等の現地確認、委託している介護予防サービス計画等の抽出を行い、運営基準全般の遵守状況について確認した。

指 導 項 目		面接	実地
1 基本方針	サービス事業所を公平中立に選定しているか		
2 人員に関する基準	人員基準が遵守されているか		
3 運営に関する基準	運営規程は変更部分が訂正されているか		
	必要な掲示はされているか		
	業務上の守秘義務や個人情報の取扱いは適切か		
4 介護予防ケアマネジメントの実施状況	ケアマネジメント業務を適切に実施しているか		
	委託した居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を適切に実施させているか		
5 介護報酬の算定	適正に給付管理されているか		
	介護報酬を適正に算定しているか		

## 3 指導状況

(基本方針)

- ・サービス事業所の選定に当たっては、概ね中立性及び公平性は確保されていた。

(人員に関する基準)

- ・人員基準については、問題は見受けられなかった。

(運営に関する基準)

- ・運営基準については、一部地域包括支援センター(以下「センター」という。)において、人員の変更等が運営規程に反映されていない事例や、必要な掲示物が掲示されていない事例等が見受け

られた。業務上の守秘義務や個人情報の取扱いについては、問題はなかった。

#### (介護予防ケアマネジメントの実施状況)

- ・運営基準上求められているケアマネジメント業務に係る一連の手続については、概ね適切に行われていたが、一部のセンターにおいて、3 ヶ月に 1 回の居宅訪問ができていないなどの「漏れ」のある事例が見受けられた。
- ・指定居宅介護支援事業者に委託したケアマネジメント業務については、委託した事業所における業務実施状況の把握は概ね適切に行われていたが、委託事業者への指導については、センターによって取り組みに違いが見られた。

#### (介護報酬の算定)

- ・介護報酬の算定状況については、概ね適正に行われているが、一部算定誤りが確認された。

### 4 指導所見

- ・ケアマネジメント業務に関する昨年度の指摘については、すでに改善しているか、震災対応が一段落した段階で職員配置や確認体制を見直す等の改善に向けた取り組みを進めていた。
- ・震災により被害を受けた沿岸部のセンターについて、現状を確認するため訪問したところ、津波で被災したセンターにおいても復旧が進められ、現在は通常どおり、運営されていることが確認できた。

### 5 今後の対応

全ての事業所に対して指導結果を通知し、指摘事項については改善計画(報告)を提出させ、業務の改善を図る。

### 6 意見・要望

介護予防支援業務等について、以下のような意見・要望が寄せられた。

- ・介護予防支援業務と地域支援事業を兼務することで業務量が多くなって苦慮している。
- ・担当件数について制限がない現状のままでは運営基準をこなすことが中心となってしまう、個々の利用者に向き合えない状態となる恐れがあるので、担当件数の上限を定めて欲しい。
- ・住宅改修の理由書を作成した場合や、暫定プランを作成したが担当しなかった場合(要介護認定となった場合など)についても加算が欲しい。

#### 【参 考】

\* 介護保険法第 23 条(文書の提出等)

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))、若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行なう者又はこれらの者であった者(第 24 条の 2 第 1 項第 1 号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。